

児童扶養手当

対 象		3月まで	4月以降
本体額	全額支給	44,140円	45,500円
	一部支給	10,410円～ 44,130円	10,740円～ 45,490円
第2子 加算額	全額支給	10,420円	10,750円
	一部支給	5,210円～ 10,410円	5,380円～ 10,740円
第3子以降 加算額	全額支給	6,250円	6,450円
	一部支給	3,130円～ 6,240円	3,230円～ 6,440円

児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給額が4月分(5月支給分)から変わります。改正額については左下表をご覧ください。
前年の消費者物価指数の上昇・下落に応じて、翌年度の手当額を自動的に改定するものです。

特別児童扶養手当

対 象	3月まで	4月以降
1級	53,700円	55,350円
2級	35,760円	36,860円

※表は、児童1人の場合の月額支給額です

国 民 課 税 住 民 年 金 係 ☎ 65・3301



お知らせ
(特別)児童扶養手当の
支給額が変わります

児童扶養手当・特別児童扶養手当

【縦覧できる人】固定資産税の納税者

【場所】税務課 税務係

【日時】4月1日(月)～4月30日(火)
(平日の8時30分～17時15分)

縦覧制度とは、土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を、それぞれの固定資産税を納税している人が縦覧できる制度です。
※償却資産については縦覧できません。

国 税 務 課 税 務 係 ☎ 65・1076



お知らせ
令和6年度 土地・家屋価格等
縦覧帳簿を公開します

【対象】令和5年度が非課税世帯で、次のいずれかに該当する人
・視覚障害(1・2級) ・上肢障害(1級)
・下肢または体幹機能障害(1・2級)
・内部機能障害(1級) ・療育手帳(A)
※老人施設・身障等施設入所者は対象外



お知らせ
桂川町重度心身障がい者タクシー利用券
重度心身障がい者タクシー
利用券申請をお忘れなく

国 民 課 税 健 康 福 祉 課 福 祉 係 ☎ 65・0001

ウォーキング教室・健康体操教室 案内

教 室	期 間 ・ 曜 日	時 間	対 象	内 容
ウォーキング教室	令和6年4月～令和7年3月までの火曜日	9時30分～11時	町内在住の人	まずは歩くことから始めませんか？健康講話もあります。
健康体操教室	令和6年4月～令和7年3月までの木曜日	14時～15時30分	町内在住の女性	若い方からご年配の方まで手軽にできる健康体操教室です。

【場 所】総合体育館

【持参物】運動のできる服装、屋内用シューズ、タオル、マット、水筒 等

【その他】参加費 1回100円

3月14日(木)～28日(木)までに申込(定員各40人)



募集
ウォーキング教室・健康体操
教室 参加者募集

国 民 課 税 社 会 教 育 課 社 会 体 育 係 ☎ 65・5145